

釧路管内教職員人事異動実施要項

(昭和54年	3月31日	北海道教育庁釧路教育局長決定)
(昭和55年	4月1日	一部改正)
(昭和56年	4月1日	一部改正)
(昭和57年	4月1日	一部改正)
(平成17年	10月11日	一部改正)
(平成19年	4月4日	一部改正)
(平成20年	3月31日	一部改正)
(平成21年	4月1日	一部改正)
(平成22年	3月31日	一部改正)
(平成23年	6月20日	一部改正)
(平成24年	4月2日	一部改正)
(平成25年	4月1日	一部改正)
(平成26年	4月1日	一部改正)
(平成26年	7月17日	一部改正)
(平成27年	4月1日	一部改正)
(平成28年	4月1日	一部改正)
(平成29年	4月1日	一部改正)
(平成30年	4月1日	一部改正)
(平成31年	4月1日	一部改正)
(令和3年	4月1日	一部改正)
(令和4年	8月20日	一部改正)

1 異動方針

管内教育水準の維持向上に資するため、北海道公立学校教職員人事異動要綱（昭和53年9月29日北海道教育委員会決定）及び北海道公立小中学校教職員人事異動実施要領（昭和53年9月29日北海道教育委員会教育長決定）に基づき、管内的視野に立って教職員の理解のもとに人事交流が公正かつ円滑に行われるよう、この要項によって人事異動を行う。

2 異動の基準

(1) 学校区分

管内の小中学校を所在地域の実情に応じ、A、B、C、Dの4群に区分する。
各群に属する学校は、別表のとおりとする。

(2) 基準勤務年数

(ア) 各群における一校の基準勤務年数は原則として下記の年数とする。

A群	7年
B群	6年
C群	5年
D群	4年

(イ) 新採用者の基準勤務年数は原則として4年とする。

3 異動の方法

異動に当たっては、在任期間中原則として異動基準による4群の学校勤務を経験するものとする。

4 異動の対象者

- (1) 基準勤務年数に達した者。
- (2) 学校の統廃校による過員及び免許教科等教職員構成上不均衡を生じた場合。
- (3) 異動を希望する者で、原則として同一校3年を経過した者。
- (4) 特別の事情により止むを得ないと認められる者。
- (5) 道立学校、他教育局管内（札幌市を含む。）への異動を希望する者については、原則、釧路管内に2校7年以上勤務した者とする。

5 異動の手続

- (1) 教職員個々の実情を把握するため、別に定める個人調書の提出を求めるとともに必要に応じ面接を行う。
- (2) 教職員構成の適正を図るため、学校長から当該教育委員会を經由して、別に定める学校職員構成調書の提出を求める。

6 異動上の留意点

- (1) 同一校で基準勤務年数をこえた者は、原則、異動するものとする。
- (2) 異動に当たっては、多くの市町村を経験するものとする。
- (3) 新採用者の異動については、原則、A・B群にあってはC・D群に異動するものとする。
- (4) 事務職員及び栄養職員の異動に当たっては、教員に準じて行う。
- (5) 教職員個々の特殊事情については、公平を欠かぬよう配慮する。
- (6) D群から異動する場合は、希望等を考慮する。

附則

- 1 この要項の改正は、令和4年8月20日から施行する。